

事 務 連 絡
令和 5 年 12 月 18 日

各 都 道 府 県 消 防 防 災 主 管 課 }
東京消防庁・指定都市消防本部 } 御中

消 防 庁 予 防 課
消防庁危険物保安室

水質汚濁防止法に基づく指定物質に係る対応について（周知依頼）

「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 396 号）」が令和 5 年 2 月 1 日に施行され、一部の泡消火薬剤に含有されている PFOS 又はその塩又は PF0A 又はその塩（以下「PFOS 等」という。）が、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 2 条第 4 項に規定する「公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質（指定物質）」に追加されました。

施行後においても PFOS 等を含有する泡消火薬剤の流出事故が発生していることから、環境省より別添 1 のとおり当庁あてに周知依頼が発出されたところです。

また、PFOS 等を含有する泡消火薬剤の流出時の対応については、一般社団法人日本消火装置工業会が別添 2 のとおりリーフレットを作成しています。

つきましては、泡消火設備が設置されている防火対象物、製造所等の関係者及び点検事業者等に対し、各種届出の受付や立入検査等の機会をとらえ、別添 1 及び 2 について周知されるようお願いします。

なお、環境省から都道府県知事及び水質汚濁防止法政令市長に対しては、別添 3 のとおり周知依頼が発出されていることを申し添えます。

また、各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村等（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知されるようお願いします。

（問い合わせ先）

予防課

担当：明田、高島、金子

TEL：03-5253-7523

危険物保安室

担当：千葉、北中、渥美

TEL：03-5253-7524

事 務 連 絡
令和 5 年 12 月 18 日

消防庁予防課 御中

環境省水・大気環境局環境管理課

水質汚濁防止法に基づく指定物質に係る対応について（周知依頼）

平素より環境行政に御理解御協力いただき厚く御礼申し上げます。

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 396 号。以下「改正令」という。）が令和 4 年 12 月 23 日に公布され、令和 5 年 2 月 1 日から施行されているところです。今回の改正は、アニリン、ペルフルオロオクタン酸（以下「PFOA」という。）及びその塩、ペルフルオロ（オクタン―スルホン酸）（以下「PFOS」という。）及びその塩並びに直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩の 4 物質を水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「法」という。）第 2 条第 4 項に規定する「公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質」（以下「指定物質」という。）に追加することにより、事故時における公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止することを目的としております。

なお、今回追加した指定物質のうち、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）については、環境省及び都道府県等が実施した調査において、河川・地下水等の水環境で PFOS 等の暫定目標値（50 ng/L）を超過する事例が確認されているほか、改正例の施行後においても PFOS 等を含有するとされる泡消火薬剤（以下「PFOS 等含有泡消火薬剤」という。）等の流出事故が発生しています。

このような状況を踏まえ、貴課におかれましては、法の円滑かつ適切な運用が図られるよう、関係地方公共団体等へ下記の情報を周知いただきますようお願いいたします。

記

1 改正の内容

事故時の措置の対象となる指定物質として、アニリン、PFOA 及びその塩、PFOS 及びその塩並びに直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩の 4 物質を追加しました。

2 事故時等の措置

(1) 事故時の措置

法第 14 条の 2 第 2 項の規定により、改正令において新たに指定物質に追加された物質を製造、貯蔵、使用又は処理する施設を有する指定事業場の設置者は、指定施設の破損その他の事故が発生し、指定物質が公共用水域に排出、又は地下に浸透し、人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、応急の措置を講ずるとともに、講じた措置の概要を都道府県知事等に届け出ることが求められます。届出の方法や内容は各地方公共団体において運用されており、参考様式が定められている場合もあるため、都道府県又は水質汚濁防止法政令市の担当宛て（連絡先は別紙参照）に問い合わせをお願いいたします。

(2) 使用（消火活動）時の措置

PFOS 等が使用（消火活動）に伴って排出される場合は、法における事故の概念に馴染まないため、上記（1）の措置の対象外と考えられますが、関係地方公共団体において指定物質の環境中への流出の実態を的確に把握する観点から、PFOS 等の流出の状況等の情報を共有いただくことが重要です。

つきましては、消火活動により PFOS 等含有泡消火薬剤の使用に伴って公共用水域等への PFOS 等の排出が確認される場合についても、以下の情報について、PFOS 等含有泡消火薬剤が使用された都道府県又は水質汚濁防止法政令市の担当宛て（連絡先は別紙参照）に情報提供をお願いいたします。情報提供の方法は、電話による通報の後に電子メール等で報告をお願いいたします。

- ① PFOS 等含有泡消火薬剤が使用された日時
- ② PFOS 等含有泡消火薬剤が使用された場所
- ③ 使用された PFOS 等含有泡消火薬剤の製品名及び PFOS 等のおよその含有率又は含有量（消火薬剤によっては PFOS 等の含有量が明らかでないものもあります）
- ④ PFOS 等含有泡消火薬剤のおよその使用量及び環境中への排出量
- ⑤ 排出先の河川等の周囲の状況（例：PFOS 等含有泡消火薬剤の拡散の状況、河川の水の色、生息する魚類の生死状況等）
- ⑥ 関係者連絡先

3 その他の留意事項

PFOS 等については、環境中で分解されにくく、生物蓄積性が高いといった性質を有し、人及び動植物に対する長期毒性を有することから、その環境中への排出を出来る限り抑えるとともに、関係地方公共団体においてその排出の実態を出来る限り把握し、必要に応じて適切なリスク管理を行っていくことが重

要です。

このため、PFOS 等含有泡消火薬剤を保管している事業場に対して、PFOS 等を含有しない泡消火薬剤への代替の促進を図るとともに、PFOS 等含有泡消火薬剤の適正な管理を徹底し、事故による公共用水域及び地下水の水質汚濁の未然防止に適切に取り組んでいただくよう、関係地方公共団体等への周知についてお願いいたします。

都道府県の担当部署一覧

別紙

自治体名	担当部署	〒	住所	代表電話番号 (内線)	直通電話番号
北海道	環境生活部 環境保全局 循環型社会推進課 水環境係	060-8588	札幌市中央区北3条西6丁目	011-231-4111 (24-271)	011-204-5193
青森県	環境生活部 環境保全課 水・大気環境 グループ	030-8570	青森市長島一丁目1-1	017-722-1111 (6468)	017-734-9242
岩手県	環境生活部 環境保全課	020-8570	盛岡市内丸10番1号	019-651-3111 (5359)	019-629-5359
宮城県	環境生活部 環境対策課	980-8570	仙台市青葉区本町3丁目8番1号	022-211-2111	022-211-2666
秋田県	生活環境部 環境管理課	010-8570	秋田県秋田市山王4-1-1	018-860-1111	018-860-1603
山形県	環境エネルギー部 水大気環境課	990-8570	山形県山形市松波二丁目8-1	023-630-2211 (2338)	023-630-2338
福島県	生活環境部 水・大気環境課	960-8670	福島県福島市杉妻町2番16号		024-521-7258
茨城県	県民生活環境部 環境対策課	310-8555	茨城県水戸市笠原町978番6	029-301-1111(2965)	029-301-2966
栃木県	環境森林部 環境保全課 水環境担当	320-8501	栃木県宇都宮市塙田1-1-20	028-623-2323	028-623-3189
群馬県	環境森林部 環境保全課 水質保全係	371-8570	前橋市大手町一丁目1番1号	027-223-1111(2835)	027-897-2841
埼玉県	環境部 水環境課 水環境担当	330-9301	埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-824-2111 (3081)	048-830-3081
千葉県	環境生活部 水質保全課	260-8667	千葉県千葉市中央区市場町1-1		043-223-3871
東京都	環境局 自然環境部 水環境課 河川規 制担当	163-8001	新宿区西新宿2-8-1	03-5321-1111 (42-655)	03-5388-3494
神奈川県	環境農政局 環境部 環境課 水環境グループ	231-8588	横浜市中区日本大通1	045-210-1111 (4124)	045-210-4123
新潟県	環境局 環境対策課	950-8570	新潟県新潟市中央区新光町4番地1	025-285-5511	025-280-5157
富山県	生活環境文化部 環境保全課	930-0005	富山県富山市新桜町5番3号	076-431-4111 (2715)	076-444-3146
石川県	生活環境部 環境政策課	920-8580	石川県金沢市鞍月1丁目1番地	076-225-1111	076-225-1491
福井県	エネルギー環境部 環境政策課	910-8580	福井県福井市大手3丁目17番1号	0776-21-1111 (2445)	0776-20-0303
山梨県	環境・エネルギー部 大気水質保全課 大 気水質担当	400-8501	甲府市丸の内1-6-1	055-223-1508(6407)	055-223-1511
長野県	環境部 水大気環境課	380-8570	長野市大字南長野字幅下692-2	026-232-0111	026-235-7162
岐阜県	環境生活部 環境管理課	500-8570	岐阜県岐阜市藪田南2-1-1	058-272-1111	058-272-8230
静岡県	くらし・環境部 環境局 生活環境課	420-8601	静岡県静岡市葵区追手町9-6		054-221-2253
愛知県	環境局環境政策部水大気環境課水・土壌 規制グループ	460-8501	名古屋市中区三の丸三丁目1番2号	052-961-2111 (3050)	052-954-6222
三重県	環境生活部 大気・水環境課	514-8570	三重県津市広明町13	059-224-2382	059-224-2382
滋賀県	琵琶湖環境部 環境政策課	520-8577	大津市京町四丁目1番1号	077-528-3357	077-528-3357
京都府	府民環境部 環境管理課 水質係	602-8570	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ 内町	075-451-8111 (4713)	075-414-4713
大阪府	環境農林水産部 環境管理室 事業所指導課 水質指導グループ	559-8555	大阪市住之江区南港北1-14-16 咲洲庁舎21階	06-6941-0351(6716)	06-6210-9585
兵庫県	環境部 水大気課	650-8567	神戸市中央区下山手通5-10-1	078-341-7711 (3390)	078-362-9094
奈良県	水循環・森林・景観環境部 水資源政策課 水環境係	630-8501	奈良市登大路町30	0742-22-1101 (3397)	0742-27-8737
和歌山県	環境生活部 環境政策局 環境管理課	640-8585	和歌山県和歌山市小松原通1-1	073-432-4111 (2697)	073-441-2683

自治体名	担当部署	〒	住所	代表電話番号 (内線)	直通電話番号
鳥取県	生活環境部 くらしの安心局 水環境保全課 水環境担当	680-8570	鳥取県鳥取市東町1丁目220	0857-26-7111	0857-26-7197
島根県	環境生活部 環境政策課 大気・水環境グループ	690-8501	松江市殿町1番地	0852-22-5111 (6444)	0852-22-6444
岡山県	環境文化部 環境管理課 水環境湖沼保全班	700-8570	岡山市北区内山下2-4-6	086-224-2111	086-226-7301
広島県	環境県民局 環境保全課 水環境グループ	730-8511	広島県広島市中区基町10-52	082-228-2111(2918)	082-513-2918
山口県	環境生活部 環境政策課	753-8501	山口市滝町1-1	083-933-3038	083-933-3038
徳島県	危機管理環境部 環境管理課	770-8570	徳島市万代町1丁目1番地	088-621-2500(2332)	088-621-2332
香川県	環境森林部 環境管理課 土壌・水環境グループ	760-8570	香川県高松市番町四丁目1番10号	087-831-1111 (2956)	087-832-3218
愛媛県	県民環境部 環境局 環境政策課	790-8570	愛媛県松山市一番町4-4-2	089-941-2111 (3515)	089-912-2350
高知県	林業振興・環境部 環境対策課	780-8570	高知市丸ノ内1-7-52	088-823-1111 (4524)	088-821-4524
福岡県	環境部 環境保全課 水質係	812-8577	福岡県福岡市博多区東公園7-7	092-651-1111(3439)	092-643-3359
佐賀県	県民環境部 環境課 大気・水質担当	840-8570	佐賀県佐賀市城内1-1-59	0952-24-2111	0952-25-7774
長崎県	県民生活環境部 地域環境課 環境監視班	850-8570	長崎市尾上町3番1号	095-824-1111	095-895-2356
熊本県	環境生活部 環境局 環境保全課	862-8570	熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号	096-383-1111	096-333-2271
大分県	生活環境部 環境保全課	870-8501	大分県大分市大手町3丁目1-1	097-536-1111 (3117)	097-506-3117
宮崎県	環境森林部 環境管理課 水保全対策担当	880-8501	宮崎県宮崎市橘通東2丁目10番1号	0985-26-7111 (2382)	0985-26-7085
鹿児島県	環境林務部 環境保全課 水質係	890-8577	鹿児島市鴨池新町10番1号	099-286-2111	099-286-2629
沖縄県	環境部 環境保全課 基地環境対策班	900-8570	沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号	098-866-2333(2470)	098-866-2236

水質汚濁防止法政令市の担当部署一覧

都道府県	自治体名	担当部署	〒	住所	代表電話番号 (内線)	直通電話番号
北海道	札幌市	環境局 環境都市推進部 環境対策課 水質係	060-8611	札幌市中央区北1条西2丁目	011-211-2882	011-211-2882
北海道	函館市	環境部 環境対策課	040-0022	北海道函館市日乃出町26番2号		0138-51-3348
北海道	旭川市	環境部 環境指導課 水・大気環境係	070-8525	北海道旭川市6条通9丁目46番地	0166-26-1111(5242)	0166-25-6369
青森県	青森市	環境部 環境政策課	030-0801	青森県青森市新町1丁目3番7号	017-734-1111(3118)	017-718-0293
青森県	八戸市	環境部 環境保全課	031-0801	青森県八戸市江陽三丁目1-111	0178-43-2111(5712-205)	0178-43-9107
岩手県	盛岡市	環境部 環境企画課 環境保全係	020-8531	岩手県盛岡市若園町2-18	019-651-4111(8419)	019-613-8419
宮城県	仙台市	環境局 環境部 環境対策課 水質係	980-8671	宮城県仙台市青葉区国分町3丁目7-1	022-261-1111(736-3351)	022-214-8223
秋田県	秋田市	環境部 環境保全課	010-8560	秋田県秋田市山王一丁目1-1	018-888-5711	018-888-5711
山形県	山形市	環境部 環境課	990-8540	山形県山形市旅籠町2-3-25	023-641-1212(685)	
福島県	福島市	環境部 環境課 環境保全係	960-8133	福島県福島市桜木町8番13号	024-535-1111(3720)	024-573-2557
福島県	郡山市	環境部 環境保全センター 指導監視係	963-8024	福島県郡山市朝日3-5-7	024-923-3400	024-923-3400
福島県	いわき市	生活環境部 環境監視センター	971-8111	福島県いわき市小名浜大原字六反田22	0246-54-1585	0246-54-1585
茨城県	水戸市	生活環境部 環境保全課	310-8610	茨城県水戸市中央1-4-1	029-224-1111(2322)	029-232-9154
茨城県	つくば市	生活環境部 環境保全課	305-8555	茨城県つくば市研究学園一丁目1番地1	029-883-1111(4330)	029-883-1243
栃木県	宇都宮市	環境部 環境保全課 調査指導グループ	320-8540	栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号	028-632-2222(2407)	028-632-2407
群馬県	前橋市	環境部 環境森林課 環境保全係	371-8601	前橋市大手町2丁目12番1号	027-224-1111(3294)	027-898-6294
群馬県	高崎市	環境部 環境政策課	370-8501	群馬県高崎市高松町35-1	027-321-1111(3316)	027-321-1251
群馬県	伊勢崎市	環境部 環境政策課	372-0824	群馬県伊勢崎市柴町954番地(清掃リサイクルセンター21内)	0270-27-2733(2235)	0270-27-2733
群馬県	太田市	産業環境部 環境対策課 公害対策係	373-8718	群馬県太田市浜町2番35号	0276-47-1111(2652)	0276-47-1893
埼玉県	さいたま市	環境局 環境共生部 環境対策課	330-9588	埼玉県さいたま市浦和区常盤6-4-4	048-829-1111	048-829-1331
埼玉県	川越市	環境部 環境対策課 水質・浄化槽担当	350-8601	埼玉県川越市元町1-3-1	049-224-8811(2626)	049-224-5894
埼玉県	熊谷市	環境部 環境政策課 公害対策係	360-0192	埼玉県熊谷市江南中央一丁目1番地	048-536-1521(208)	048-536-1548
埼玉県	川口市	環境部 環境保全課 水質係	332-0001	埼玉県川口市朝日4-21-33		048-228-5389
埼玉県	所沢市	環境クリーン部 環境対策課	359-8501	埼玉県所沢市並木1-1-1	04-2998-1111(9230)	04-2998-9230
埼玉県	春日部市	環境経済部 環境政策課	344-8577	埼玉県春日部市中央6丁目2番地	048-736-1111(7717)	048-736-1136
埼玉県	草加市	市民生活部 環境課 公害対策係	340-8550	埼玉県草加市高砂1-1-1	048-922-0151(3593)	048-922-1520
埼玉県	越谷市	環境経済部 環境政策課	343-8501	埼玉県越谷市越ヶ谷4丁目2番1号	048-964-2111(4415)	048-963-9186
千葉県	千葉市	環境局 環境保全部 環境規制課 水質班	260-8722	千葉市中央区千葉港1-1	043-245-5111(2742)	043-245-5194
千葉県	市川市	環境部 生活環境保全課 水質・土壌・廃棄物グループ	272-8501	千葉県市川市南八幡2-20-2	047-334-1111(16124)	047-712-6310
千葉県	船橋市	環境部 環境保全課 水質・地質係	273-8501	千葉県船橋市湊町2-10-25	047-436-2111(2456)	047-436-2456
千葉県	松戸市	環境部 環境保全課	271-8588	千葉県松戸市根本387番地の5	047-366-1111(2851)	047-366-7337
千葉県	柏市	環境部 環境政策課	277-8505	千葉県柏市柏5丁目10番1号	04-7167-1111(431)	04-7167-1695
千葉県	市原市	環境部 環境管理課 水質保全係	290-8501	千葉県市原市国分寺台中央1-1-1	0436-22-1111(2006)	0436-23-9867
東京都	八王子市	環境部 環境保全課環境改善担当	192-8501	東京都八王子市元本郷町3-24-1	042-626-3111	042-620-7255
東京都	町田市	環境資源部 環境共生課公害指導係	194-8520	東京都町田市森野2-2-22	042-722-3111(3736)	042-724-2711
神奈川県	横浜市	環境創造局 環境保全部 水・土壌環境課 水質担当	231-0005	神奈川県横浜市中区本町6丁目50番地の10	045-671-2489	045-671-2489

都道府県	自治体名	担当部署	〒	住所	代表電話番号 (内線)	直通電話番号
神奈川県	川崎市	環境局 環境対策部 環境対策推進課	210-8577	神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地	044-200-2111	044-200-2521
神奈川県	相模原市	環境経済局 環境保全課 水質・土壌班	252-5277	神奈川県相模原市中央区中央二丁目11番15号	042-754-1111(2744)	042-769-8241
神奈川県	横須賀市	環境部 環境保全課 水環境係	238-8550	神奈川県横須賀市小川町11番地	046-822-4000(2385)	046-822-8329
神奈川県	平塚市	環境部 環境保全課 環境指導担当	254-8686	神奈川県平塚市浅間町9-1	0463-23-1111(2137)	0463-21-9764
神奈川県	藤沢市	環境部 環境保全課	251-8601	藤沢市朝日町1番地の1	0466-25-1111(3131)	0466-50-3519
神奈川県	小田原市	環境部 環境保護課 公害対策係	250-8555	神奈川県小田原市荻窪300	0465-33-1300(482)	0465-33-1482
神奈川県	茅ヶ崎市	環境部 環境保全課	253-8686	神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-1	0467-82-1111(1233)	
神奈川県	厚木市	環境農政部 生活環境課 環境保全係	243-8511	神奈川県厚木市中町3-17-17	046-223-1511(2752)	046-225-2752
神奈川県	大和市	環境施設農政部 生活環境保全課 生活環境保全係	242-8601	神奈川県大和市下鶴間1-1-1	046-263-1111(5106)	046-260-5106
新潟県	新潟市	環境部 環境対策課 水環境グループ	951-8550	新潟県新潟市中央区学校町通1番町602番地1	025-228-1000(31371)	025-226-1371
新潟県	長岡市	環境部 環境政策課	940-0015	新潟県長岡市寿3丁目6番1号	0258-35-1122(83-232)	0258-24-0528
新潟県	上越市	自治・市民環境部 環境保全課 環境対策係	943-8601	新潟県上越市木田1-1-3	025-526-5111(2348)	-
富山県	富山市	環境部 環境保全課 環境保全係	930-8510	富山県富山市新桜町7番38号	076-431-6111(2637)	076-443-2086
石川県	金沢市	環境局 環境政策課 環境保全係	920-8577	石川県金沢市柿木畠1番1号	076-220-2304	076-220-2508
福井県	福井市	市民生活部 環境廃棄物対策課	910-8511	福井市大手3-10-1	0776-20-5111	0776-20-5398
山梨県	甲府市	環境部 環境対策室 環境保全課 公害対策係	400-0831	甲府市上町601-4	055-241-4311	055-241-4312
長野県	長野市	環境部 環境保全温暖化対策課 環境保全担当	380-8512	長野市大字鶴賀緑町1613番地	026-224-8034(3019)	026-224-8836
長野県	松本市	環境エネルギー部 環境保全課 環境保全担当	390-8620	長野県松本市丸の内3番7号	0263-34-3000(1422)	0263-34-3267
岐阜県	岐阜市	環境部 環境保全課 水・土壌係	500-8701	岐阜県岐阜市司町40番地1	058-265-4141(3408)	058-214-2153
静岡県	静岡市	環境局 環境保全課	420-8602	静岡市葵区追手町5番1号	054-254-2111(81-4723)	054-221-1359
静岡県	浜松市	環境部 環境保全課	432-8023	浜松市中区鵜江三丁目1-10 浜松市役所鵜江分庁舎4階	053-457-2111(3137)	053-453-6144
静岡県	沼津市	生活環境部 環境政策課	410-8601	静岡県沼津市御幸町16番1号	055-931-2500(2713)	055-934-4740
静岡県	富士市	環境部 環境保全課 水質担当	417-8601	静岡県富士市永田町1丁目100番地	0545-51-0123(2074)	0545-55-2776
愛知県	名古屋市	環境局 地域環境対策課 水質地盤係	460-8508	愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番1号	052-961-1111(2675)	052-972-2675
愛知県	豊橋市	環境部 環境保全課 水環境グループ	440-8501	愛知県豊橋市今橋町1番地	0532-51-2111(2390)	0532-51-2390
愛知県	岡崎市	環境部 環境保全課 環境保全係	444-8601	愛知県岡崎市十王町二丁目9番地	0564-23-6000	0564-23-6861
愛知県	一宮市	環境部 環境保全課	491-0201	愛知県一宮市奥町字六丁山8番地 一宮市衛生処理場	0586-28-8100(7265)	0586-45-7185
愛知県	春日井市	環境部 環境保全課 環境監視担当	486-8686	愛知県春日井市鳥居松町5-44	0568-81-5111(6217)	0568-85-6217
愛知県	豊田市	環境部 環境保全課	471-8501	豊田市西町3丁目60	0565-31-1212(3-3033)	0565-34-6628
三重県	四日市市	環境部 環境政策課 大気水質係	510-8601	四日市市諏訪町1-5	059-354-8104	059-354-8189
滋賀県	大津市	環境部 環境政策課 公害規制グループ	520-8575	滋賀県大津市御陵町3-1	077-523-1234(3012)	077-528-2735
京都府	京都市	環境政策局 環境企画部 環境指導課	604-8571	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市役所 本庁舎1階	075-222-3111(3955)	075-222-3955
大阪府	大阪市	建設局 下水道部 施設管理課 水質管理担当	559-0034	大阪市住之江区南港北2-1-10 ATCビルITM棟6階	06-6615-7525	06-6615-7525
大阪府	堺市	環境局 環境保全課 環境対策課 水質環境係	590-0078	堺市堺区南瓦町3-1	072-233-1101(3829)	072-228-7474
大阪府	岸和田市	市民環境部 環境保全課	596-0825	岸和田市土生町2-4-30	072-423-2121(2504、2506)	072-423-9462
大阪府	豊中市	環境部 環境政策課 環境保全係	561-8501	豊中市中桜塚3-1-1	06-6858-2525(2105)	06-6858-2105
大阪府	吹田市	環境部 環境保全指導課	564-8550	吹田市泉町1-3-40	06-6384-1231(2636)	06-6384-1850

都道府県	自治体名	担当部署	〒	住所	代表電話番号 (内線)	直通電話番号
大阪府	高槻市	市民生活環境部 環境政策課 水質・土壌チーム	569-0067	大阪府高槻市桃園町2-1	072-674-7111(7486)	072-674-7486
大阪府	枚方市	環境部 環境指導課	573-1162	大阪府枚方市田口5-1-1	072-841-1221 (1010-6014)	050-7102-6014
大阪府	茨木市	産業環境部 環境政策課 指導係	567-8505	大阪府茨木市駅前三丁目8番13号	072-622-8121(2714)	072-620-1644
大阪府	八尾市	環境部 環境保全課	581-0026	大阪府八尾市曙町2-11 八尾市立リサイクルセンター 学習プラザ2F	072-991-3881(2981)	072-994-3760
大阪府	寝屋川市	環境部 環境保全課	572-0855	大阪府寝屋川市寝屋南1丁目2番1号	072-824-1181(77000)	072-824-1021
大阪府	東大阪市	環境部 公害対策課	577-8521	東大阪市荒北1-1-1	06-4309-3000(2966)	06-4309-3204
兵庫県	神戸市	環境局 環境保全課	651-0086	神戸市中央区磯上通7-1-5 三宮プラザEAST 2階	078-331-8181 (955-3752)	078-595-6223
兵庫県	姫路市	環境局 環境政策室	670-8501	兵庫県姫路市安田4丁目1番地	079-221-2111(2467)	079-221-2466
兵庫県	尼崎市	経済環境局 環境部 環境保全課 水質・土壌担当	660-8501	兵庫県尼崎市東七松町1-23-1	06-6375-5639(6305)	06-6489-6305
兵庫県	明石市	市民生活局 環境室 環境保全課 水質係	674-0053	明石市大久保町松陰1131	078-918-5030	078-918-5030
兵庫県	西宮市	環境局 環境総括室 環境保全課 水質土壌チーム	662-8567	西宮市六湛寺町10番3号	0798-35-3151(3823)	0798-35-3823
兵庫県	加古川市	環境部 環境保全課 環境保全係	675-8501	兵庫県加古川市加古川町北在家2000	079-421-2000(2715)	079-427-9201
兵庫県	宝塚市	環境部 環境室 環境政策課	665-8665	兵庫県宝塚市東洋町1-1	0797-71-1141(2516)	0797-77-2072
奈良県	奈良市	健康医療部 保健所 保健・環境検査課	630-8122	奈良市三条本町13番1号		0742-93-8477
和歌山県	和歌山市	市民環境局 環境部 環境政策課	640-8511	和歌山市七番丁23番地	073-432-0001(2622)	073-435-1114
鳥取県	鳥取市	市民生活部環境局生活環境課	680-8571	鳥取市幸町71番地	0857-22-8111	0857-30-8084
島根県	松江市	環境エネルギー部 環境対策課 生活環境係	690-0826	島根県松江市学園南一丁目20番43号	0852-55-5274	0852-55-5274
岡山県	岡山市	環境局 環境部 環境保全課 水質土壌係	700-8554	岡山県岡山市北区大供一丁目2番3号	086-803-1000(3997,3999)	086-803-1281
岡山県	倉敷市	環境リサイクル局 環境政策部 環境政策 課水質係	710-8565	岡山県倉敷市西中新田640	086-426-3030(3391)	086-426-3391
広島県	広島市	環境局環境保全課水質係	730-8586	広島市中区国泰寺町一丁目6番34号	082-245-2111(3248)	082-504-2188
広島県	呉市	環境部環境試験センター環境調査グループ	737-0023	広島県呉市青山町5番3号	0823-25-3551	0823-25-3551
広島県	福山市	経済環境局 環境部 環境保全課 芦田川・水環境担当	720-8501	広島県福山市東桜町3-5	084-921-2111(2560)	084-928-1072
山口県	下関市	環境部 環境政策課 環境保全係	751-0847	下関市古屋町一丁目18-1	083-252-7151	083-252-7151
徳島県	徳島市	環境部 環境保全課	770-8571	徳島市幸町2丁目5番地	088-621-5213	088-621-5213
香川県	高松市	環境局 環境指導課 環境対策係	760-0080	香川県高松市木太町2282-1	087-839-2380	087-834-5755
愛媛県	松山市	環境部 環境指導課	790-8571	松山市二番町四丁目7番地2	089-948-6688(6441)	089-948-6441
高知県	高知市	環境保全課 環境保全係	780-8571	高知市本町5丁目1番45号	088-822-8111(4543)	088-823-9471
福岡県	北九州市	環境局 環境監視部 環境監視課	803-8501	北九州市小倉北区城内1番1号	093-582-2290	093-582-2290
福岡県	福岡市	環境局 環境監理部 環境保全課 水質・土壌係	810-8620	福岡県福岡市中央区天神1-8-1	092-711-4111(2421)	092-733-5386
福岡県	久留米市	環境部 環境保全課 公害・自然環境チーム	830-0042	福岡県久留米市荘島町375番地	0942-30-9000	0942-30-9043
佐賀県	佐賀市	環境部 環境保全課 環境保全係	849-0917	佐賀市高木瀬町大字長瀬2563-1	0952-24-3151(4010)	0952-30-2436
長崎県	長崎市	環境部 環境政策課 監視指導係	850-8685	長崎市魚の町4-1	095-822-8888(3132)	095-829-1156
長崎県	佐世保市	環境部 環境保全課 環境指導係	857-0851	佐世保市荷荷町1-8	0956-24-1111 (7210-35)	0956-26-1787
熊本県	熊本市	環境局 環境推進部 水保全課水質保全 班	860-8601	熊本市中央区手取本町1-1	096-328-2436	096-328-2436
大分県	大分市	環境部 環境対策課 水質担当班	870-8504	大分市荷揚町2番31号	097-534-6111(1515)	097-537-5753
宮崎県	宮崎市	環境部 環境指導課 環境対策係	880-8505	宮崎県宮崎市橋通西1-1-1	0985-25-2111(3384)	0985-21-1763
鹿児島県	鹿児島市	環境局環境部環境保全課 環境保全係	892-8677	鹿児島市山下町11-1	099-224-1111(5802/5803)	099-216-1297

都道府県	自治体名	担当部署	〒	住所	代表電話番号 (内線)	直通電話番号
沖縄県	那覇市	環境部環境保全課 水質保全G	900-8585	沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号	098-867-0111 (2403)	098-951-3229

8. 事故事例と再発防止対策（例）について

- 流出事故の原因として自動車による天井配管や手動起動装置に対する接触が挙げられます。
- 再発防止対策の例として、手動起動装置に対する保護ガードの追加が挙げられます。



泡流出事故の例



手動起動装置に保護ガードを設置

水質汚濁防止法施行令の改正による 指定物質を含む泡消火薬剤等の 流出時の対応について

政令第396号（令和4年12月23日）

日消装発第R05-8号

関係各位

令和5年11月

一般社団法人 日本消火装置工業会

水質汚濁防止法施行令の改正による指定物質を含む泡消火薬剤の流出時の対応について

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より泡消火薬剤等の適切な管理と廃棄処理に特段のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和4年12月23日に「水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令」が公布され、令和5年2月1日に施行されました。

本改正により、PFOS・PFOA等が水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）における指定物質に追加されました。

指定物質が事故（天災を含む）により放出し流出した場合、都道府県知事等に報告する義務があり、今回の改正により指定物質を含む泡消火薬剤も対象となりました。

（一社）日本消火装置工業会では、泡消火設備を所有される方、工事や点検で取り扱われる方など多くの関係者に内容を正しく理解して、正しく運用して頂くため、概要を本リーフレットとして纏めました。

関係各位におかれましては、当該泡消火設備の適切な維持管理についてご協力をお願い申し上げます。

以上

9. 情報提供のお願い

全ての泡消火薬剤は、事故以外にも火災時の消火活動等により使用・放出されることがあります。対象となる泡消火薬剤が使用・放出された場合にも関係する地方公共団体まで各種情報提供をお願いします。

法律上の義務ではなく、あくまでお願いになります。ご協力の程、よろしくお願い致します。

- 泡消火薬剤の放出報告
- 可能な範囲で提供いただきたい情報（空欄可）
【 使用日時、使用場所、品名、含有率、使用量、排出河川、連絡先等 】
- 情報提供は都道府県知事もしくは水質汚濁防止法政令市の首長までお願いします。
- 様式は各自治体に確認してください。

一般社団法人 日本消火装置工業会

電 話：03-5404-2181（代表）

E-mail：shou-sou@shosoko.or.jp

FAX：03-5404-7371

URL：<http://www.shosoko.or.jp/>

お問合せ先：

- 各都道府県および水質汚濁防止法政令市の環境部局
- 消火装置工業会、工業会情報 <http://shosoko.or.jp/info/index.html>



「しょうすけ(しょうすけ君)」
消火装置工業会 キャラクター

suishitsuodakushuuchiyou_a3_v1.pdf (2023.11)

一部の泡消火薬剤に含まれているPFOS・PFOA等が、指定物質（水質汚濁防止法）になりました！

1. 概要

- 水質汚濁防止法（以下「水濁法」）における指定物質に、PFOS、PFOA等が追加されました。
- 指定物質を含む泡消火薬剤及び泡水溶液が事故等により流出した場合は、都道府県知事等に届出の義務が生じます。
- 水濁法において届出対象となる泡消火薬剤は、「3. PFOS・PFOA等により届出の対象となる消火薬剤について」で示します。

2. 水濁法における指定物質について

- 水濁法における指定物質とは、有害物質および油を除き、公共用水域に排出されることにより、人の健康や生活環境に被害を生じる恐れがある物質のことです。
 - 公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいいます。

3. PFOS・PFOA等により届出の対象となる泡消火薬剤について

- 指定物質に基準値（濃度値）はないため、対象となる泡消火薬剤は、原則として「指定物質PFOS、PFOA等を含む泡消火薬剤」です。
- 泡消火薬剤貯蔵容器（タンク）や配管等の施設に保管されている泡消火薬剤等が対象です。
 - 補充用のポリ缶については各自治体の判断によりますが、タンク内の泡消火薬剤と同様に取り扱うことが適切です。
- 対象となる泡消火薬剤の詳細については以下のURLで確認してください。
 - http://shosoko.or.jp/wp/wp-content/uploads/2014/04/awashoukayakuzai_list_v4.pdf

4. 届出義務が生じる事業者について

- 指定物質（を含む泡消火薬剤）を所有・設置している事業者すべてが対象となります。

5. 届出義務が生じる流出について

- 消火活動に伴う放出を除いた、事故による流出が対象です。
 - 車両衝突や地震・洪水等の天災に起因する設備破損による流出の場合
 - 老朽化や誤作動、点検時等の誤操作等により放出し流出した場合
 - いたずらにより放出し流出した場合

6. 流出時の対応について

- 流出が生じた場合、速やかに都道府県知事等に報告する義務があります。水質汚濁防止法政令市の場合は該当する地方公共団体の首長に報告してください。
- 届出先は環境省の以下のURLで確認して下さい。
 - <https://www.env.go.jp/water/mizu.html>（「水・土壌・地盤・海洋環境の保全」の頁に行くので、画面の下の方の「事故時等の措置」欄のファイルをクリックする）
 - 電話等で速やかな第一報を求めている都道府県もあります。
- 流出時は直ちに応急措置（オイルフェンスの設置、土嚢の積み上げ等による公共用水域への排出または地下への浸透防止、汚染土壌の除去等）を講ずる義務があります。
 - 応急措置が講じられていない場合、措置命令が出され、従わない場合は罰則があります。（6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金。時効3年（刑事訴訟法250条））
- 都道府県によっては、管轄消防機関・警察署などへの通報が必要な場合もあります。
- 処理費用や賠償を請求される場合もありますので、早期の通報と適切な応急処置をしてください。
- 泡消火薬剤等を廃棄する場合は「処理に関する技術的留意事項」に従って、適切に処理してください。
 - 泡消火薬剤は、産業廃棄物です。
 - 廃棄について日本消防装置工業会は、焼却による分解処理を推奨しています。
 - 廃棄処理方法の概要は当工業会から近日発行予定のPFOS及びPFOAの取り扱いマニュアルをご確認ください。

7. 届出の様式や記載内容について

- 全国共通の法定様式はありません。様式の入手については「6. 流出時の対応について」に示すURLで確認し、問い合わせてください。
- 各都道府県や自治体により必要な記載内容が異なる場合があります。
 - 例：事故の発生報告、具体的な再発防止策

環水大水発第 2212233 号
令和 4 年 12 月 23 日

都道府県知事
水質汚濁防止法政令市長

} 殿

環境省水・大気環境局長
(公 印 省 略)

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令の施行について

水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 396 号。以下「改正令」という。）が本日公布され、令和 5 年 2 月 1 日から施行されることとなった。今回の改正は、アニリン、ペルフルオロオクタン酸（別名 PFOA。以下「PFOA」という。）及びその塩、ペルフルオロ（オクタン—スルホン酸）（別名 PFOS。以下「PFOS」という。）及びその塩並びに直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩の 4 物質を水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号。以下「法」という。）第 2 条第 4 項に規定する「公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質」（以下「指定物質」という。）に追加することにより、事故時における公共用水域及び地下水の水質汚濁を防止することを目的としている。

貴職におかれては、下記の事項に十分御留意の上、法の円滑かつ適切な運用を図られるようお願いするとともに、必要に応じて貴管内市町村にも周知方お願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第 1 改正の趣旨

指定物質の指定については、「水質汚濁防止法に基づく事故時の措置及びその対象物質について（答申）」（平成 23 年 2 月中央環境審議会）により、水環境において、人の健康の保護や生活環境の保全等の観点から環境基準等に設定された物質が指定対象とされた。

前回の指定物質の見直しから一定期間が経ち、平成 25 年 3 月に直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩が環境基準に追加されるとともに、平成 25

年 3 月にアニリンが、令和 2 年 5 月に PFOA 及び PFOS がそれぞれ要監視項目に追加された。

これらの状況を踏まえ、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会（令和 4 年 9 月 15 日）における審議の結果、アニリン等の 4 物質を指定物質として指定することが適当とされたことから、水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号。以下「令」という。）について所要の改正を行うものである。

第 2 改正の内容

1 指定物質関係

事故時の措置の対象となる指定物質として、アニリン、PFOA 及びその塩、PFOS 及びその塩並びに直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩の 4 物質を令第 3 条の 3 に追加することとした。

2 事故時の措置

改正令において新たに指定物質に追加された物質は、他の指定物質と同様、法第 14 条の 2 の事故が発生した場合の応急の措置や届出等の事故時の措置の規定が適用されるので、その物質の製造等を行う特定事業場等に対し、この旨の周知徹底を図るとともに、事故による公共用水域及び地下水の水質汚濁の未然防止に適切に取り組むことが必要である。

第 3 その他の留意事項

施行に当たっては、「大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部を改正する法律の施行について」（平成 23 年 3 月 16 日付け環水大大発第 110316001 号・環水大水発第 110316002 号環境省水・大気環境局長通知）を参照されたい。

また、PFOS 及び PFOA（以下「PFOS 等」という。）については、環境中で分解されにくく、生物蓄積性が高いといった性質を有し、人及び動植物に対する長期毒性を有することから、その環境中への排出を出来る限り抑えけるとともに、関係地方公共団体においてその排出の実態を出来る限り把握し、必要に応じて適切なリスク管理を行っていくことが重要である。

このため、PFOS 等を含有する泡消火剤（以下「PFOS 等含有消火剤」という。）を保管している事業場に対して、今般の指定物質指定に伴う事故時の措置のみならず、消火活動等のための PFOS 等含有消火剤の使用に伴って PFOS 等が公共用水域等に流出した場合についても、PFOS 等含有消火剤の流出状況等について関係地方公共団体に情報提供するよう、関係省庁及び関係業界団体に協力を依頼しているところである。貴職におかれては、その旨御承知おきいただくとともに、PFOS 等含有消火剤を保管する貴管下の特定事業場等に対し、当該協力依頼の周知徹底をお願いする。